

厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令案について(概要)

令和 5 年 9 月
健康・生活衛生局水道課

1. 改正の趣旨

- 厚生労働省が所掌する水道事業及び水道用水供給事業については、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和 4 年法律第 43 号。以下「法」という。）第 50 条第 1 項に規定する「特定社会基盤事業」として、法の規定の適用を受ける。
- 令和 5 年 8 月 9 日に、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和 4 年政令第 394 号。以下「令」という。）が改正され、令 9 条において特定社会基盤事業は、水道事業（簡易水道事業を除く。以下同じ。）及び水道用水供給事業とされた。また、特定社会基盤事業者の具体的な基準等については、同日に公布された厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和 5 年厚生労働省令第 103 号。以下「本省令」という。）で定められた。
- 水道事業及び水道用水供給事業に係る重要維持管理等^(※1)と水道事業及び水道用水供給事業に係る構成設備^(※2)の具体的な内容は省令で定めることとされていることから、これらの内容を定めるとともに、特定社会基盤事業者が特定重要設備の導入を行う場合又は他の事業者へ委託して特定重要設備の維持管理若しくは操作を行わせる場合において、特定社会基盤事業者が行う届出等の手続内容を定める。
 - ※1 法第 52 条第 1 項の特定重要設備の機能を維持するため又は当該特定重要設備に係る特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要であり、かつ、これらを通じて当該特定重要設備が我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるもの。
 - ※2 法第 52 条第 2 項第 2 号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであって特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるもの。

2. 改正の概要

- (1) 水道事業及び水道用水供給事業に係る重要維持管理等は、維持管理及び操作とする。
- (2) 水道事業及び水道用水供給事業に係る構成設備は、本省令第 1 条に定める情報処理システムのうち、浄水処理の各工程の稼働状況を包括的かつ集中的に監視し、かつ当該各工程を制御するためのサーバー、及び当該サーバーに搭載されたオペレーティングシステム、ミドルウェア、アプリケーション（監視及び制御に係るものに限る。）とする。
- (3) その他、導入計画書の届出事項や重要な変更、軽微な変更、特定重要設備の導入等が緊急やむを得ない場合、及びそれらを届け出る際の様式、令第 10 条第 3 項において主務省令で定めることとしている「親法人等」について定める。

3. 根拠条項

- 法第 52 条、第 54 条及び第 91 条並びに令第 10 条第 3 項及び第 11 条

4. 施行期日等

- 施行期日：法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（法の公布の日（令和4年5月18日）から起算して1年9月を超えない範囲内において政令で定める日）